

10月は「都市緑化月間」です！環境に優しく災害にも強い 生垣を設置する方に補助金を交付しています

村では、緑化の推進や生物多様性の保全のため、新たに生垣を設置する方や、既存のブロック塀等を撤去して生垣を設置する方を対象に、補助金を交付しています。皆さんも緑豊かな庭づくりの一環として、生垣を設置してみませんか。

【申し込み・問い合わせ】環境政策課環境計画・緑化推進担当（役場行政棟4階 ☎282-1711 内線1454）

生垣設置補助制度って何？

対象▼村内に住所を有する方または村内に事務所、店舗、工場、倉庫等を有する個人あるいは法人で、新たに生垣を設置する、または既存のブロック塀等からの建て替えを検討している方

条件▼▽生垣を設置する場所が、公衆用道路または個人の敷地に面し、延長が2メートル以上▽樹木の高さが0.9メートル以上で、延長1メートル当たり2本以上を植える▽10年以上保全する（10年後に調査を実施）——を満たすこと。

補助額▼生垣1メートル当たり3,000円（限度額5万円）※▽一戸建て住宅の敷地に設置する場合、限度額はありません。▽1メートル未満は切り捨てとなります。

生垣設置をお考えの方へ

補助金申請の3ステップ

①相談・申請

事前に環境政策課にご相談の上▽「東海村生垣設置補助金交付申請書」▽位置図▽生垣の植栽計画図▽土地所有者の承諾書（借地の場合のみ）——を提出してください。



②着工

役場職員が現地を確認し、補助が適正と判断された場合、交付決定通知書を発行・送付します。その後、生垣設置に着工します。※申請前に着工した場合は、補助金を交付できません。



③完了報告・支払い

生垣設置後、完了報告書と補助金振込口座を提出してください。役場職員による現地確認後、交付決定内容と相違がなければ確定通知を発行し、補助金を交付します。



生垣を設置すると“いいこと”がたくさん！

◆環境の観点から…

四季の豊かさを感じる美しい景観の確保、植物の蒸散作用による冷却効果、自然や生命に触れる機会の創出、生き物が生息する環境の整備

◆防災の観点から…

火事の際の隣地への延焼防止、地震の際の倒壊防止、高密な樹木による防風・減風効果



こんな取り組みも！

緑化木（記念樹）を配布しています

対象▼村内に住所を有し、自己の敷地内に植栽可能な方で、一戸建て住宅を新築した方または婚姻届・出生届を出した方

配布樹種▼指定された樹種から1本

申請方法▼家屋調査（新築）や、婚姻届・出生届

を提出する際に窓口で配布される申請書に必要事項を記入の上、申し込みください。

その他▼緑化活動団体等への緑化木配布（1団体当たり3万円以内で樹種・本数を決定）も行っていますので、環境政策課へご相談ください。